

新潟市建築審査会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月18日

新潟市長 篠田 昭

新潟市条例第15号

新潟市建築審査会条例の一部を改正する条例

新潟市建築審査会条例（昭和39年新潟市条例第65号）の一部を次のように改正する。

第1条中「組織」の次に「，委員の任期」を加える。

第5条を第6条とし，第4条を第5条とし，第3条の次に次の1条を加える。

（任期）

第4条 委員の任期は，2年とする。ただし，委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は，前任者の残任期間とする。

2 委員は，再任されることができる。

3 委員は，任期が満了した場合においては，後任の委員が任命されるまでその職務を行う。

附 則

この条例は，平成28年4月1日から施行する。